

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	株式会社ブルボン
【英訳名】	BOURBON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 匡慶
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役財務管理部長 間島 孝弘
【本店の所在の場所】	新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 吉田 匡慶及び最高財務責任者 取締役財務管理部長 間島 孝弘は、当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価における評価手続については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、その業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、その要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

本評価における財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおいて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性（金額的及び質的並びに発生可能性の側面を考慮）の観点から必要な範囲を決定しております。そして全社的な内部統制の評価範囲として、影響の重要性が高い当社1社を対象とし、その評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社4社と持分法適用関連会社1社は評価範囲に含めておりません。

次に業務プロセスに係る内部統制の評価範囲における重要な事業拠点の選定にあたっては、当社グループは食料品の開発から生産、販売まで一貫して実施していることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高（連結会社間取引消去後）、売掛金、棚卸資産の3指標が適切であると判断いたしました。そして、全社的な内部統制の評価が良好であることを前提に、前連結会計年度の各事業拠点における売上高（連結会社間取引消去後）、売掛金、棚卸資産の3指標について、当社グループ内で2/3以上の構成比を確保する当社1社を重要な事業拠点といたしました。選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、固定資産及び人件費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについて財務報告へ及ぼす影響を勘案して、未払費用に含まれる販売促進費等に係る業務プロセスを評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。